

議案参考資料

[令和元年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

税務課 諸税担当

議案名

議案第31号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税について、所要の改正を行おうとするものです。主な内容は、環境性能割の臨時的軽減及び種別割のグリーン化特例の延長を行おうとするものです。

概要

1 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減

令和元年10月1日から導入される軽自動車税環境性能割については、消費税率の引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車(自家用乗用車に限る)の税率を1%分軽減します。

対象車	環境性能割税率	臨時的軽減
電気自動車等	非課税	非課税
H32 燃費基準達成	1.0%	非課税
上記以外の車	2.0%	1.0%

2 軽自動車税種別割のグリーン化特例の延長

燃費性能によって初年度の軽自動車税を軽減するグリーン化特例を、消費税率の引上げに配慮し、現行の制度を令和3年度まで2年間延長します。

(施行期日：令和元年10月1日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。なお、本改正条例案に係る規定の施行は同年10月1日です。

軽自動車税については、平成28年度税制改正において、①消費税率10%への引上げに合わせて自動車取得税を廃止し、代わって軽自動車税環境性能割を創設すること、②現行の軽自動車税は、軽自動車税種別割とすることが決定しております。